

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうち スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業

令和7年度補正予算額 15,658百万円の内数

<対策のポイント>
 農業者の高齢化・減少が進む中において、労働生産性の高い農業構造への転換に向けて、スマート農業技術の現場導入と、これを支える農業支援サービス事業者の育成や活動の促進等の取組を総合的に支援します。

<事業目標>
 スマート農業技術の活用割合を50%以上に向上 [令和12年度まで]

<事業の内容>

1. スマート農業技術と産地の橋渡し支援
 スマート農業技術を他品目等にカスタマイズするための改良を支援します。
 【補助上限額：500万円】

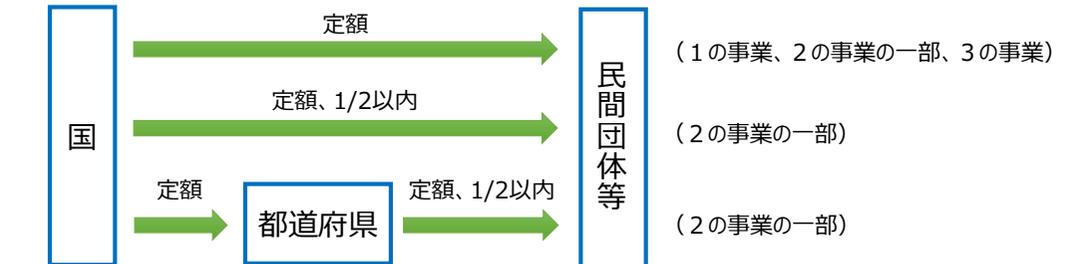
2. 農業支援サービスの育成加速化支援
 サービス事業の立上げや事業拡大に向けたニーズ調査、サービス提供の試行・改良、サービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入、サービス事業者の事業性向上に資する流通販売体系の転換等に必要な施設整備等を一体的に支援します。
 【補助上限額：(農業機械)1,500万円、3,000万円、5,000万円
 (ニーズ調査等)1,500万円、3,000万円、(施設整備)3億円】

3. 農業支援サービスの土台づくり支援

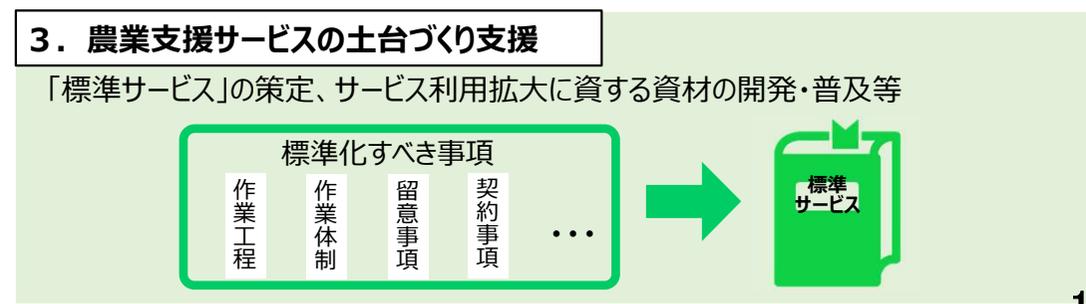
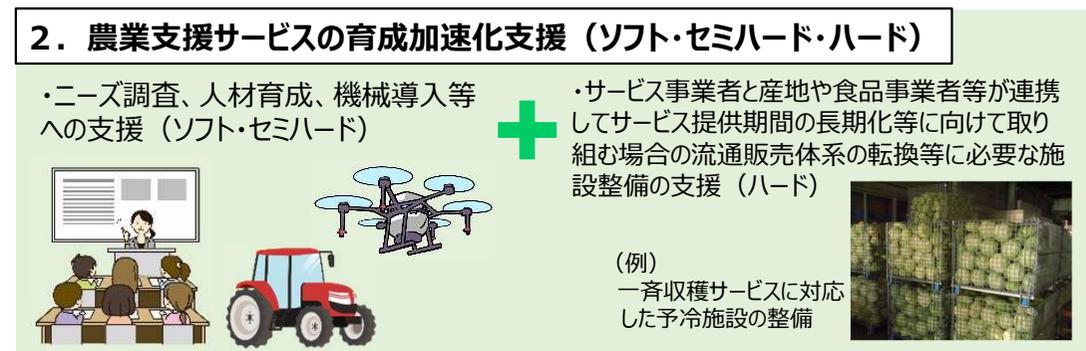
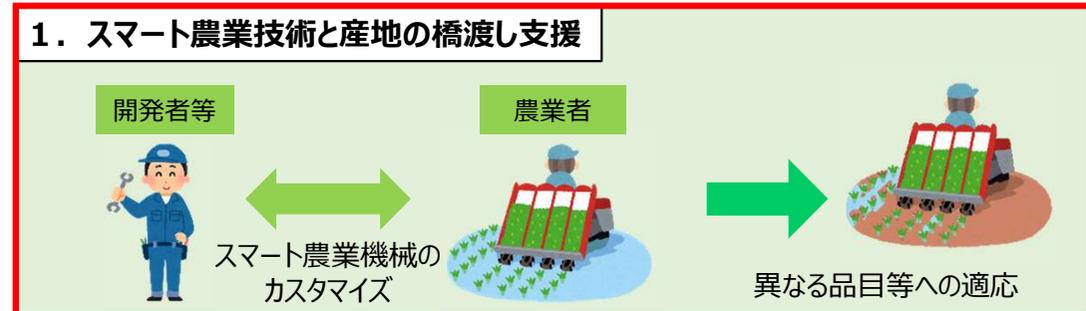
①サービスの標準的な作業工程や作業精度等を定めた「標準サービス」の策定等を支援します。【補助上限額：7,000万円】

②サービス事業への新規参入を促すためのスタートアップセミナーの開催等を支援します。【補助上限額：5,000万円】

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 農産局技術普及課 (03-6744-2107)

農業支援サービス事業とは

本事業において、農業支援サービス事業は、農業者に対し対価を得て提供するサービスであって、次のサービス内容の欄に掲げるいずれかの取組に該当する事業をいいます。

なお、当該サービスを提供する事業者のことを農業支援サービス事業者といいます。

いずれの類型においても、農産物の加工・流通・販売に係るサービスは除きます。

類型	サービス内容	備考
専門作業受注型	農業者の行う農作業を代行する取組	受委託契約（農業者との直接契約を原則とする。）の下で農作業を代行するもの。
機械設備供給型	農業者が使用するスマート農業機械等を、レンタル・サブスクリプション等の販売以外の手段によって農業者に提供する取組	一つ又は一式の農業機械・器具につき複数の農業者に提供するものを原則とする。
人材供給型	作業者を必要とする農業現場に農作業を行う人材を派遣する取組	
データ分析型	農産物（生育途中のものを含む。）、種苗、土壌やほ場等の状態の把握及びその情報の分析を行い、これに基づき農業者に情報・助言等を提供する取組	
その他	上記サービス内容の複合型の取組	

(別記1) スマート農業技術と産地の橋渡し支援

1 事業内容

スマート農業機械について、所期の対象品目以外への適用や、特定産地の栽培方式への適応を図るための改良に対し支援する。
また、必要に応じて関係者による検討会や、改良したスマート農業機械の有効性の検証に対し支援する。

2 事業実施主体

- (1) 農業者（農業者の組織する団体も含む。）
- (2) 農業支援サービス事業者
- (3) 民間団体
- (4) 協議会（（1）～（3）の者のいずれかが必須構成員）

3 事業体制のイメージ



4 実施要件

(1) 対象となるスマート農業機械

- ①改良の目的が生産方式の革新では対応できない課題の解決に必要なものであって、②市販されているものであること
- (2) 事業実施主体又は協力者として、①改良するスマート農業機械を利用する農業者又はサービス事業者、②スマート農業機械の改良や利用（作業上の安全性を含む。）における助言を行うことができる民間企業又は整備士等が位置付けられていること

5 補助率及び主な対象経費等

- ① 定額（上限500万円）
- ② 専門家謝金、カスタマイズ費（資材費、委託費）、スマート農業機械の実証費（圃場借り上げ費）、分析経費（委託費）等

6 成果目標

本事業に供したスマート農業機械が、農業者又は農業支援サービス事業者によって活用されること

7 事業執行の流れ



8 その他

事業実施主体がスマート農業技術活用促進法に基づく生産方式革新実施計画又は開発供給実施計画の認定を受けている場合（認定計画に事業実施主体（サービス事業者）が促進事業者として位置付けられている場合を含む。）、ポイント加算

(別記1) スマート農業技術と産地の橋渡し支援

9 よくある質問

Q1：どのような者が事業実施主体になるのか。

A1：次に掲げるいずれかの者が事業実施主体になります。

- (1) 農業者（農業者の組織する団体も含む。）
- (2) 農業支援サービス事業者
- (3) 民間団体
- (4) 協議会（（1）から（3）までのいずれかの者が必須構成員）

※本事業で改良するスマート農業機械を活用する農業者又はサービス事業者、スマート農業機械の改良や利用における助言を行うことができる民間企業又は整備士等の技能や農業機械に関する知見を有する者が事業実施主体又は協力者として実施体制に位置付けられている必要があります。

Q2：どのようなスマート農業機械の改良が対象になるのか。

A2：市販のスマート農業機械の現場導入に当たって、改良の目的が生産方式の革新では対応できない課題の解決に必要なものが対象です（例：収穫機の導入に当たって、当該収穫機の収穫幅に合わせた株間での生産が難しい場合の、収穫機の収穫幅の改良）。

Q3：スマート農業機械のみが対象になるのか。

A3：スマート農業技術が組み込まれた農業機械等を対象とします。このため、汎用性の高い測定機器やカメラ単体といったスマート農業機械に該当しないものは対象になりません。